

令和3年2月
市川市教育委員会 定例会 会議録

市川市教育委員会

令和3年2月市川市教育委員会 定例会 会議録

- 1 日 時 令和3年2月4日（木）午後3時開議
- 2 場 所 市川市役所第2庁舎 大会議室1
- 3 日 程
 - 1 開会
 - 2 会議成立の宣言
 - 3 議事日程の決定
 - 4 議案第42号 令和3年度教育行政運営方針の策定について
 - 5 報告第41号 市川市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に関する臨時代理の報告について
 - 報告第42号 市川市会計年度任用職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正に関する臨時代理の報告について
 - 報告第43号 令和2年度市川市一般会計補正予算（第11号）（うち教育費に係る部分）に関する臨時代理の報告について
 - 報告第44号 令和3年度市川市一般会計予算（うち教育費に係る部分）に関する臨時代理の報告について
 - 報告第45号 市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正に関する臨時代理の報告について
 - 報告第46号 市川市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定に関する臨時代理の報告について
 - 6 その他
 - 7 閉会
- 4 本日の会議に付した事件
 - 1 議案第42号 令和3年度教育行政運営方針の策定について
 - 2 報告第41号 市川市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に関する臨時代理の報告について
 - 報告第42号 市川市会計年度任用職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正に関する臨時代理の報告について
 - 報告第43号 令和2年度市川市一般会計補正予算（第11号）（うち教育費に係る部分）に関する臨時代理の報告について
 - 報告第44号 令和3年度市川市一般会計予算（うち教育費に係る部分）に関する臨時代理の報告について

報告第45号 市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正に関する臨時代理の報告について

報告第46号 市川市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定に関する臨時代理の報告について

3 その他 (1) 令和2年度「新成人の集い」開催結果について

5 出席者

教育長	田中	庸惠
委員	平田	史郎
委員	平田	信江
委員	大高	究
委員	山元	幸惠

6 欠席者

委員	島田	由紀子
----	----	-----

7 出席職員、職・氏名

教育次長	松丸	多一
生涯学習部長	永田	治
生涯学習部次長	根本	泰雄
学校教育部長	小倉	貴志
学校教育部次長	石井	辰治
教育総務課長	池田	孝広
青少年育成課長	田中	英一
社会教育課長	荒井	義光
学校安全安心対策担当室長	河部	純

8 事務局職員、職・氏名

教育総務課	主 幹	吉田	直美
//	主 査	新田	伸子
//	主 任	加澤	俊

○教育長

それでは、ただ今から、令和3年2月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、教育長及び委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。本日の審議案件は、議案1件、報告6件、その他1件で、お配りいたしました議事日程のとおりでございます。日程に従い議事を進めます。本日の議事のうち、議案第42号「令和3年度教育行政運営方針の策定について」、報告第41号「市川市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に関する臨時代理の報告について」、報告第42号「市川市会計年度任用職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正に関する臨時代理の報告について」、報告第43号「令和2年度市川市一般会計補正予算（第11号）（うち教育費に係る部分）に関する臨時代理の報告について」、報告第44号「令和3年度市川市一般会計予算（うち教育費に係る部分）に関する臨時代理の報告について」、報告第45号「市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正に関する臨時代理の報告について」、報告第46号「市川市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定に関する臨時代理の報告について」は、2月市議会告示前の議案等であり、市川市公文書公開条例第8条第1項第5号に規定する非公開情報に該当するものと認められることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項のただし書きの規定により、議事を公開しないこととしてよろしいか、お諮りいたします。非公開とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○教育長

ありがとうございます。挙手全員であります。よって、これらの議事につきましては、同条第8項の規定により討論を行わず公開しないことといたします。なお、非公開の審議については、本日の案件がすべて終了してから行います。それでは、「会議録署名委員の指名」を行います。市川市教育委員会会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は、平田信江委員、大高究委員を指名いたします。よろしく願いいたします。続いて、議事の進行を行う委員の指名を行います。市川市教育委員会会議規則第31条の2の規定により、教育長において、平田史郎委員を指名いたします。平田史郎委員、お願いいたします。

○平田史郎委員

かしこまりました。それでは、先に、「その他」に入ります。その他（1）「令和2年度『新成人の集い』開催結果について」を説明してください。

○社会教育課長

その他（1）、社会教育課のページをご覧ください。「令和2年度『新成人の集い』開催結果について」、ご報告をいたします。今年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、式典会場を設けずオンラインでの配信を中心とした内容に変更するとともに、ご家族やご友人と一緒に記念写真の撮影ができるフォトスポットを小中学校等14か所に設置をいたしまして、令和3年1月10日、日曜日に開催いたしました。今年度の対象者は、11月10日現在で4,628名、男性2,396名、女性2,232名

でございました。式典につきましては、市長祝辞や新成人代表挨拶のほか、本市にゆかりのございます、えどはるみさん、にしおかすみこさん、ジャガーさんからのそれぞれのお祝いのメッセージなどを成人式専用サイトより配信いたしました。式典動画の視聴数は1月24日現在で585回となっております。また、フォトスポット会場につきましては、感染防止対策を徹底し、14校の体育館内に2種類の背景を設置いたしました。また、大型モニターで式典動画を上映した第1庁舎も合わせまして2,116の方が来場され、記念写真を撮影されました。また、卒業当時の担任の先生からのビデオレターにつきましても専用サイトで配信いたしました。視聴数は1,828回となっております。記念品につきましては、ガーデニングシティいちかわオリジナルキャラクターでございます、クロロとバララのLINEスタンプを配付したほか、クロロとバララの作成者であります、さかぎちはるさんより、今回の成人式のためにオリジナルイラストを作成いただき、専用サイトで公開いたしました。年末年始で感染者が急増し、開催直前に緊急事態宣言が発出されましたことから、一時はフォトスポット開催の中止についても検討いたしました。感染対策を徹底することで予定通り実施いたしました。その結果、大変多くの新成人の方やご家族の方が来場され、大きな混乱もなく、また、フォトスポットで感染が拡大したという事実も確認はされておられません。成人式についての説明は以上でございます。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。いち早く対応を決めておいて良かったですね。特に質疑がないようですので、その他(1)を終了いたします。続きまして、非公開の審議に入ります。教育長、お願いします。

○教育長

それでは、議案第42号、報告第41号、報告第42号、報告第43号、報告第44号、報告第45号、報告第46号につきましては、市川市教育委員会会議規則第10条の規定により、傍聴人及び教育長が指定する者以外は退席をお願いするところですが、指定する者を本日会議に出席している全ての職員とし、傍聴人は本日おりませんので、このまま会議を進めます。

○平田史郎委員

それでは、議案第42号「令和3年度教育行政運営方針の策定について」の提案理由の説明を求めます。

○教育総務課長

教育総務課長です。議案第42号「令和3年度教育行政運営方針の策定について」、ご説明いたします。お手元に、別冊1をお願いいたします。1ページをお開きください。本件は、令和3年2月市議会定例会において、教育長が令和3年度教育行政運営方針の演説を行うにあたり、これを定める必要があるために、ご審議いただくものでございます。令和3年度の教育行政運営方針は、2ページから7ページまでですが、内容は、8ページのA3資料「令和3年度教育行政運営方針の構成表」でご説明させていただきます。まず、構成です。「1 はじめに」「2 教育行政運営の基本方針」「3 重要な施策」「4 むすび」の4部構成としております。「1 はじめに」では、令和2年度はコロナ禍においても、教育委員会が子

どもたちの学びの保障と生涯学習の場の確保に努めてきたこと、また、予測困難な未来社会を子どもたちが自立して生きていくためには、新学習指導要領で目指す資質・能力を育む教育が重要であること、最後に、総合教育会議において市長と新しい時代に求められる教育の方向性を共有してきたことについて述べさせていただきます。次に、「2 教育行政運営の基本方針」では、3点、1点目は、第3期市川市教育振興基本計画の点検・評価結果を踏まえて、さらに取り組むべき施策を推進していくこと、2点目は、令和3年度から全面実施となる中学校の新学習指導要領や小学校新学習指導要領、幼稚園教育要領を確実に取り組んでいくこと、3点目は、教育を取り巻く状況の変化によって明らかになった教育の課題に対応していくことについて述べさせていただきます。続きまして、「3 重要な施策」では、基本方針のもとで取り組む重要な施策を、「生涯を通じた学び」「学校における学び」「教育環境の整備」の3つの視点から述べさせていただきます。まず、「(1) 生涯を通じた学び」では、生涯学習の環境や機会の充実を図るために、新しい地域づくりに向けた学びの場づくりの振興、図書館機能を活用した学習活動の充実、“自分らしく輝くための学び”の機会の充実の3つの施策に係る事業を推進していくこと、次に、「(2) 学校における学び」では、新学習指導要領などを確実に実施していくために、読書教育の推進、情報教育の推進、教育のICT環境の整備、教職員のICT活用指導力の向上、食育の推進、体力向上の取組の推進、特別支援教育の推進、学校教育における学力保障・進路支援、子ども・福祉関係部署との連携の強化、外国語教育の推進、幼児期における教育の推進について、それぞれの施策に係る事業を推進していくこと、そして、「(3) 教育環境の整備」では、教育環境の整備と子どもを取り巻く環境の整備を図るために、安全・安心で質の高い教育環境の整備、学校環境基本計画の推進、放課後の子どもの居場所づくりの推進、地域の教育資源の活用、地域とともにある学校づくりの推進、いじめ、暴力行為などへの対応や、子どもや保護者を支援する相談体制の強化、学校給食公会計化事業の推進に係る事業を推進していくことを述べさせていただきます。「4 むすび」では、中央教育審議会から「これからの初等中等教育のあり方」の諮問に対する答申が令和3年1月にありましたので、その主な内容とともに、すべての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現し、そして、市川教育が作りあげてきた家庭・学校・地域の連携・協働と生涯を通じた学びをつなぐことで新しい時代の教育を目指していくことをまとめとして述べさせていただきます。教育行政運営方針案の説明は、以上です。最後に、今後の予定についてです。本日、本方針が決定いたしましたら、2月市議会定例会告示日の2月8日に、教育行政運営方針を議会関係者に配布いたします。そして、2月16日の市議会開会日に、教育長が教育行政運営方針の演説を行う運びになっております。原案では、演説で要する時間は10分程度と見込んでおります。説明は以上でございます。

○平田史郎委員

ありがとうございました。以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、議案第42号を採決いたします。本案を

原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、報告第41号「市川市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○教育総務課長

教育総務課長です。追加議案の1ページから6ページをお願いいたします。報告第41号「市川市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に関する臨時代理の報告について」、ご説明いたします。教育に係る事務について定める条例の改正につきましても、市長からの意見聴取に対し、教育委員会の意見を申し出る必要がありますが、会議を招集する時間的余裕がなかったことから、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項の規定により、本条例案の内容には異議のないものとして、教育長が令和3年1月29日に臨時代理し、同日付けで市長へ回答いたしましたので、同条第2項の規定により、ご報告いたします。それでは、議案の6ページをご覧ください。条例を改正する理由は、職員の市内居住の促進を図るため、市内に居住する職員の住居手当を引き上げるものです。続きまして、改正内容をご説明いたします。お手数ですが、戻りまして、議案の4ページをご覧ください。具体的な改正内容といたしましては、市内居住者に限り、現在支給されている手当額に10,000円を加算した額を支給額とするもので、施行期日は令和3年4月1日となっております。また、議案の5ページになりますが、附則の第3項におきまして、この条例の改正後3年を目途として実施状況を勘案し、どれくらいの効果があったかなどの結果に応じて、当該規定の内容の維持や変更等を検討することが定められております。説明は以上でございます。

○平田史郎委員

ありがとうございます。以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、報告第41号を終了いたします。

次に、報告第42号「市川市会計年度任用職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○教育総務課長

教育総務課長です。追加議案の7ページから11ページをご覧ください。報告第42号「市川市会計年度任用職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正に関する臨時代理の報告について」、ご説明いたします。本件につきましても、先程ご説明いたしました報告第41号と同様に、条例の一部改正内容には異議のないものとして、教育長が臨時代理し、市長へ回答いたしましたので、ご報告いたします。それでは、議案の11ページをご覧ください。条例を改正する理由は、一般職の職員の期末手当の支給月数の引下げ等を踏まえ、会計年度任用職員の期末手当の改定を行う必要があるためです。続きまして、改正内容をご説明いたします。お手数ですが、戻りまして、議案の10ページをご覧ください。具体的な改正内容といたしましては、今年度は6月と12月で1.3月分ずつ、合計2.6

月分だった支給率を、来年度からはそれぞれ1.275月分ずつ、合計2.55月分とし、年間で0.05か月分の引き下げとするもので、12月の定例会でご承認をいただきました一般職の職員と同じ支給率とする改正となります。本条例の施行期日は令和3年4月1日となります。説明は以上でございます。

○平田史郎委員

ありがとうございました。以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。質疑がないようですので、報告第42号を終了いたします。

次に、報告第43号「令和2年度市川市一般会計補正予算（第11号）（うち教育費に係る部分）に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○教育総務課長

教育総務課長です。追加議案の12ページから19ページをお願いいたします。報告第43号「令和2年度市川市一般会計補正予算（第11号）（うち教育費に係る部分）に関する臨時代理の報告について」、ご説明いたします。令和2年度市川市一般会計補正予算（第11号）のうち、教育費に係る予算につきましては、先程ご説明いたしました報告第41号と同様に、本予算案の内容には異議のないものとして、教育長が臨時代理し、市長へ回答いたしましたので、ご報告いたします。それでは、はじめに、「1. 歳入歳出予算補正」の「歳出」について、ご説明いたしますので、16ページをお願いいたします。第11款・教育費、第1項・教育総務費、第2目事務局費です。第1節報酬におきまして、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための休校措置に伴い、夏季休業期間が短縮されたことにより、学校開庁日が増えたことなどから、会計年度任用職員報酬を増額要求するものです。第18節負担金補助及び交付金におきましては、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、補助対象事業が実施できない学校があったことから、私立学校特色教育活動等推進事業費補助金を減額要求するものです。続きまして、第3目・学校教育指導費です。第8節旅費におきまして、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響で毎月予定していたALT会議や研修会等の開催回数が減ったことにより、減額要求をするものです。第4目・教育センター費です。第11節役務費、第13節使用料及び賃借料、第17節備品購入費におきまして、市川市におけるGIGAスクール構想実現のためのICT環境の整備に係る内容の見直しのため令和2年度中の執行がなくなったこと、また、機器賃貸借等に契約差金が生じたことから、減額要求するものです。次に、第2項・小学校費、第1目・学校管理費です。第10節需用費、第13節使用料及び賃借料におきまして、休校措置の影響で、電気料などの光熱水費や、下水道使用料に不用額が生じる見込みのため、それぞれ減額要求するものです。第12節委託料におきましては、同じく休校措置の影響で塵芥等収集運搬業務委託料に不用額が生じる見込みであることなどから、減額要求するものです。また、第14節工事請負費では、校舎等改修工事において契約差金が生じたことによる減額分と、令和3年度実施予定事業が令和2年度の国の補助対象事業となったため、前倒しで実施することによる増額分をあわせて、増額要求するものです。トイレ改修工事費につきましては、校舎等改修工事費と同様、令和3年度実施予定事業を令和2年度に前倒しで実施するため、増額要求するものです。次に、17ページ、第2目・教育振興費です。第10節需用費におきまして、社会科副読本に契約差金が生

じたことから印刷製本費を減額要求するものです。第13節使用料及び賃借料におきましては、第1項・教育総務費、第4目・教育センター費と同様、機器賃貸借等に、契約差金が生じたことから減額要求するものです。第17節備品購入費におきましては、理科用教材備品及びグランドピアノ一式に、契約差金が生じたことから減額要求するものです。第19節扶助費におきましては、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により修学旅行等を中止にしたことから、保護児童生徒援助費の支給額の減額が見込まれるため、減額要求するものです。続きまして、第3項・中学校費、第1目・学校管理費についてご説明いたします。第10節需用費、第13節使用料及び賃借料におきまして、第2項小学校費と同様、休校措置の影響により減額要求するものです。第12節委託料におきましては、第七中学校オープンスクエア等天井等改修工事設計業務委託に、契約差金が生じたことから減額要求するものです。第14節工事請負費におきましては、第2項・小学校費、第1目・学校管理費と同様に、契約差金による減額分と、令和3年度実施予定事業が令和2年度の国の補助対象事業となったため、前倒しで実施することによる増額分をあわせて、増額要求するものです。第17節備品購入費におきましては、校舎の建て替えを行った、塩浜学園及び院内学級の管理用備品に、契約差金が生じたことから減額要求するものです。続きまして、第2目・教育振興費です。第13節使用料及び賃借料におきまして、第1項・教育総務費、第4目・教育センター費と同様、機器賃貸借等に、契約差金が生じたことから減額要求するものです。第17節備品購入費におきましては、グランドピアノ一式に、契約差金が生じたことから減額要求するものです。第19節扶助費におきましては、第2項小学校費と同様、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、減額要求するものです。続きまして、18ページ、第4項学校給食費、第1目学校給食費です。第10節需用費におきまして、休校措置の影響により、給食提供日数が当初の見込みを下回ったことにより、学校給食室におけるガス使用料及び賄材料費に不用額が見込まれるため、減額要求するものです。第12節委託料につきましては、休校措置の影響により、給食提供日数が当初の見込みを下回ったことによる学校給食調理等業務委託料の減額と、給食公会計化に伴う学校給食費収納管理システムに、契約差金が生じたことから、あわせて減額要求するものです。第19節扶助費におきましては、休校措置後の授業時間数を確保するために夏季休業日が短縮されたこと、また、休校中においても給食費相当額の支給を行ったことから学校給食費の支給日数が増加したため、増額要求するものです。最後に、第6項社会教育費です。第1目社会教育総務費、第12節委託料におきまして、新規に開設した6箇所の子ども教室の運営等委託及び新たな学びと交流の場基本構想策定業務委託に、契約差金が生じたため減額要求をするものです。次に、第2目文化財費、第12節委託料におきまして、国府台野球場改修工事が事業見直しにより工期が変更になり、今年度予定していた発掘調査に不用額が生じたことから、減額要求をするものです。第3目公民館費、第7節報償費におきまして、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、当初予定していた主催講座を中止し、講座をオンラインでの開催としたことにより、講師謝礼金を減額要求するものです。第4目図書館費、第12節委託料におきまして、自動車図書館運行業務等委託料に、契約差金が生じたことから、減額要求

するものです。第5目少年センター費、第7節報償費におきまして、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、少年補導員活動を自粛・縮小していたことから、補導活動回数が減ったため、報償金を減額要求するものです。第12節委託料につきましては、SNSを活用した相談窓口業務委託において、随意契約を行ったことにより、不用額が生じたことから、減額要求するものです。第7目少年自然の家費、第10節需用費及び第13節使用料及び賃借料におきまして、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、少年自然の家を休所としたことから、光熱水費及び宿泊利用の寝具一式の賃借料を減額要求するものです。続きまして、19ページをお願いいたします。第8目青少年育成費、第18節負担金補助及び交付金におきまして、放課後児童健全育成事業への民間事業者の参入を、当初4月から見込んでおりましたが、参入が進まないことから、減額要求するものです。第9目生涯学習センター費、第10節需用費におきまして、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、生涯学習センターが臨時休館したことに伴い、光熱水費に不用額が見込まれることから、減額要求するものです。以上、歳出につきましては、合計で8,590万7,000円の減額を要求するもので、今回の補正により、補正後の教育費の合計額は、176億804万9,000円となります。

続きまして、「歳入」についてご説明いたしますので、恐れ入りますが、15ページへお戻りください。第13款使用料及び手数料、第1項使用料、第8目教育使用料です。第2節社会教育使用料におきまして、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止を図るため、休館等をいたしました施設の使用料をそれぞれ減額するものです。少し下に移っていただいて、第20款諸収入、第5項雑入、第6目雑入についてです。第1節雑入におきまして、学校休校期間中に学校施設開放事業も中止していたことなどにより、学校施設利用団体の運動場及び体育館照明使用料を減額するものです。歳入のそのほかの項目につきましては、ご説明いたしました歳出に係る特定財源の減額又は増額でございます。以上、歳入については、合計で1億4,286万6,000円の増額を要求するもので、今回の補正により、補正後の教育費に係る歳入全体の合計額は、50億602万8,000円となります。

続きまして、19ページをお願いいたします。「2. 繰越明許費補正」について、ご説明いたします。事業名第1段目、学校情報化研究事業、第4段小学校コンピュータ教育振興事業、第7段中学校コンピュータ教育振興事業につきましては、歳出でもご説明いたしましたとおり、GIGAスクール構想実現のためのICT環境の整備に係る内容の見直しのため、2年度中の執行が見込めず、翌年度に繰り越して執行するため、追加の繰越明許費の設定を要求するものです。次に、第2段小学校営繕事業、第3段小学校営繕事業（トイレ改修）、第5段中学校営繕事業及び第6段中学校営繕事業（トイレ改修）について、令和3年度から令和2年度へ前倒して実施することになった工事につきましては、年度内での完成が見込めず翌年度に繰り越して執行するため、追加の繰越明許費の設定を要求するものです。

続きまして、「3. 債務負担行為補正」についてです。小学校冷暖房設備借上料及び中学校冷暖房設備借上料につきましては、長期継続契約期間終了後、再リースにより借上げの予定で債務負担行為を設定しておりましたが、契約終了後購入する費用を令和3年度当初予算に計上したため、項目を廃止するものです。

最後に、「4. 地方債補正」についてです。歳入補正のうち、市債、小学校債及び中学校債の義務教育施設整備事業債の増額に伴い、市債の限度額についても変更する必要があることから、補正前の限度額である22億2,670万円から、市債の補正額と同額の4億4,330万円増となる、26億7,000万円へ限度額の変更を要求するものです。説明は以上でございます。

○平田史郎委員

ありがとうございます。以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、報告第43号を終了いたします。

次に、報告第44号「令和3年度市川市一般会計予算（うち教育費に係る部分）に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○教育総務課長

教育総務課長です。追加議案の20ページから34ページをご覧ください。報告第44号「令和3年度市川市一般会計予算（うち教育費に係る部分）に関する臨時代理の報告について」、ご説明いたします。令和3年度市川市一般会計予算のうち、教育費に係る予算につきましては、先程ご説明いたしました報告第41号と同様に、本予算の内容には異議のないものとして、教育長が臨時代理し、市長へ回答いたしましたので、ご報告いたします。それでは、はじめに、「1. 歳入歳出予算」の「歳出」についてご説明いたしますので、24ページをお願いいたします。令和3年度の教育費の歳出総額は、143億6,400万円で、前年度の164億300万円に対して、20億3,900万円の減額となっております。主な増減理由といたしましては、まず、第1項教育総務費、第2目事務局費において、人件費の増などにより、1億494万5,000円の増額となるものです。同項、第4目教育センター費におきましては学校のICT環境整備を推進するために計上していた情報システム関連経費の予算を、情報システム費に予算を組み替えたことなどにより、9億669万1,000円の減額となるものです。同様の理由により、第2項小学校費、第2目教育振興費におきまして、4億3,871万円、第3項中学校費、第2目教育振興費におきまして1億4,126万7,000円の減額となるものです。戻りまして、第2項小学校費、第1目学校管理費につきましては、普通教室等冷暖房設備借上料において、リース期間終了後に設備を買い取ることによる減や、小学校の営繕に係る工事件数や工事内容などにより、1億8,148万4,000円の減額となるものです。第3項中学校費、第1目学校管理費につきましても、同様の理由により9,980万8,000円の減額となるものです。第3項中学校費、第3目学校建設費につきましては、塩浜学園校舎・屋内運動場新築工事の年割額の違いや、国府台病院内の院内学級校舎が完成したことなどにより、21億2,049万5,000円の減額となるものです。第4項学校給食費、第1目学校給食費につきましては、学校給食費の公会計化に伴い、給食用消耗品及び賄材料費を新たに計上したことなどにより、17億9,134万6,000円の増額となるものです。第6項社会教育費、第1目社会教育総務費につきましては、新たな学びと交流の場の施設環境の整備や、放課後子ども教室の増設に伴う増などにより、1億6,058万8,000円の増額となるものです。同項、第2目文化財費につきましては、史跡公有化の用地取得面積が減少したことなどにより、1億8,895万2,000円の減額となるものです。第3目公民館費につきましては、老朽化が進む八幡分庁舎と中央公民館を取り壊

し、複合施設を整備するため中央公民館解体事業費4,800万円を計上したことなどにより、4,908万2,000円の増額となるものです。第4目図書館費につきましては、情報システム関連経費を情報システム費に予算を組み替えたことなどにより、1億2,492万8,000円の減額となるものです。歳出の説明は、以上でございます。

23ページにお戻りください。次に、「歳入」について、ご説明いたします。令和3年度一般会計予算の教育費に係る部分の歳入は、38億5,991万2,000円で、前年度の41億43万7,000円に対して、2億4,052万5,000円の減額となっております。主な増減理由といたしましては、第20款諸収入、第5項雑入、第6目雑入におきまして、学校給食費の公会計化に伴う児童生徒及び教職員の給食費収入が新たに計上されたことなどにより、17億6,837万8,000円の増額となるものです。一方、第21款市債、第1項市債、第9目教育債におきましては、国府台病院内の院内学級校舎の新築工事が完了したことや、塩浜学園校舎・屋内運動場新築工事の年割額の違いにより、財源となる市債については、21億5,280万円の減額となるものです。歳入の説明は、以上でございます。

続きまして、25ページをお願いいたします。「2. 継続費」についてご説明いたします。継続費は、主に建設事業において複数年度で事業を実施する場合、あらかじめ各年度の予算額を定めることが可能なものについて、総額及び年割額を設定し、議会の議決を得るものでございます。中央公民館解体事業につきましては、令和3年度・4年度の2カ年計画で実施するもので、令和3年度4,800万円、令和4年度7,200万円、総額1億2,000万円を計上するものです。

続きまして、「3. 債務負担行為」についてご説明いたします。債務負担行為は、将来支出を伴う債務について、その期間及び限度額を定めるものでございます。事項1須和田の丘支援学校校舎借上料につきましては、須和田の丘支援学校の生徒数増加による本校舎教室の不足を解消するため、隣接する第二中学校敷地に、仮称「特別教室棟」を新設いたします。このための、校舎リース料を債務負担行為として設定するもので、共用開始は、令和4年9月を目指しております。事項2学校保健定期健康診断委託費につきましては、毎年度4月から6月までに実施する定期健康診断を委託するため、設定するものです。

最後に、「4. 地方債」についてです。令和3年度当初予算における教育費の市債の借入限度額は、5億2,360万円で、その内訳は、小・中学校の営繕事業、義務教育学校整備事業、公民館営繕事業、生涯学習センター維持管理事業、史跡公有化事業となっております。令和3年度一般会計予算の教育費の説明は以上でございます。

続きまして、26ページをお願いいたします。「令和3年度主要事業概要」についてご説明いたします。27ページの事業一覧をご覧ください。このうち、(1)の5つの主要事業についてご説明させていただきます。28ページをお願いいたします。

「学校給食公会計化事業」は、教職員の負担軽減や、納付方法の多様化による保護者の利便性向上などを図っていくために、令和3年度より学校給食費の収納管理及び督促業務、並びに学校給食用物資納入業者との契約及び支払業務について、各学校から市へ移行し、市の歳入歳出予算に組み入れ、一括管理するもので

す。続きまして、29ページをお願いいたします。「指導用デジタル教科書導入事業」は、ICTの環境整備に伴いデジタル教材の充実を図っていくため、令和3年度は全小中学校、義務教育学校を対象に、「指導者用デジタル教科書（教材）」を学年や教科を選定して導入し、新学習指導要領の全面実施に伴う、主体的・対話的で深い学びの授業の実現を推進してまいります。30ページをお願いいたします。「子どもの居場所づくり事業」は、放課後等において子どもが安全・安心に過ごせる居場所を提供し、自由遊びを基本としながら、学習支援、スポーツ等の活動プログラムを実施するものでございます。令和3年度は、昨年度に引き続き事業内容を拡大し、さらなる充実を図ってまいります。続きまして、31ページをお願いいたします。「新たな学びと交流の場づくり事業」は、本を介して人々が出会い、学び、利用者同士が交流を深めることで、活力ある地域のコミュニティの形成を促進するため、新たな学びと交流の場を整備する事業です。令和3年度は、市川駅北口にある、現いちかわ観光・物産案内所の修繕を実施し、施設の利用者が読書をするためだけでなく、利用者同士が交流を深めることができる環境を整備してまいります。最後に32ページをお願いいたします。「学校情報化研究事業」は、GIGAスクール構想の、子供たち一人一人に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育を実現するため、無線LAN環境の構築やタブレット端末の導入を進めるものです。令和3年度は、学校の学習ICT環境を整備することで、さらなる教育のICT化を実現し、教職員及び児童生徒のICT利活用を推進してまいります。説明は以上でございます。

○平田史郎委員

ありがとうございました。以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、報告第44号を終了いたします。

次に、報告第45号「市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○青少年育成課長

青少年育成課長です。議案追加分の35ページから39ページをご覧ください。報告第45号「市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正に関する臨時代理の報告について」、ご説明いたします。市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、先程ご説明いたしました報告第41号と同様に、本条例案の内容には異議のないものとして、教育長が臨時代理し、市長へ回答いたしましたので、ご報告いたします。それでは、38ページ及び39ページをご覧ください。本条例案は、待機児童の解消を図るため、新たに放課後保育クラブを設置するほか、所要の改正を行う必要があることから、一部を改正するものです。改正の内容は、これまで、こども政策部が執務していた八幡3丁目のアクス本八幡に放課後保育クラブを新設することに伴い、別表に「市川市八幡放課後保育クラブ」を追加するものです。また、同じく別表のうち、大和田小学校放課後保育クラブは、大和田小学校の校舎内及び同小学校に隣接する建物に設置されていますが、本条例で規定する同クラブの位置が隣接する建物の住所のみとなっていることから、校舎内の同クラブの位置についても規定するものです。施行期日は、八幡放課後保育クラブの供用開始予定の令和3年4月1日で

す。ただし、大和田小学校に関する改正は、公布の日から施行するものです。説明は以上でございます。

○平田史郎委員

ありがとうございました。以上の説明につきまして、何か質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、報告第45号を終了いたします。

続けて、報告第46号「市川市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○学校安全安心対策担当室長

学校安全安心対策担当室長です。報告第46号「市川市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定に関する臨時代理の報告について」、ご説明いたします。議案追加分の40ページから51ページをご覧ください。市川市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定につきましては、先ほど説明いたしました報告第41号と同様に、本条例の制定には異議ないものとして、教育長が臨時代理し、市長へ回答いたしましたので、ご報告いたします。それでは、議案の43ページをご覧ください。本件は、いじめ防止対策推進法の規定に基づき設置する市川市いじめ問題対策連絡協議会、市川市いじめ防止対策委員会及び市川市いじめ問題再調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定める必要があるため、令和3年2月市川市議会定例会の議案としているものであります。教育委員会の委員の皆様には11月の定例会でその方針につきましてご承認いただいております。この度、その条文案が整いました。いじめの防止等に関する3つの組織を規定する条例で、条例名は、市川市いじめ問題対策連絡協議会等条例といたしました。いじめ問題対策連絡協議会といじめ防止対策委員会の所管が教育委員会事務局であるのに対し、いじめ問題再調査委員会の所管が市長部局の総務部総務課であることから、条例を2つに分けることも検討しましたが、いじめ防止対策推進法に基づき、市川市のいじめ問題への対応をわかりやすく示すことを重視し、1つの条例といたしました。いじめ問題対策連絡協議会の報償費は9,100円。教育委員会の附属機関であるいじめ防止対策委員会の委員報酬は、定例の会議が9,100円です。いじめ重大事態の調査審議を行う場合、保護者説明、質問紙・聞き取りによる調査、報告書の作成等困難な業務が多く、社会的責任も重いものとなることから、報酬の額を他の審議会のものに異にする日額18,500円としました。市長の附属機関であるいじめ問題再調査委員会も同額の日額18,500円です。これら3つの組織を条例で設置し、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処が適切かつ迅速に行われる体制を、市川市として整備していくものでございます。2月市議会定例会で提案し、3月に公布、令和3年4月1日施行の予定です。説明は以上でございます。

○平田史郎委員

ありがとうございました。以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、報告第46号を終了いたします。それでは、本日予定しておりました議案の審議はこれで終了いたします。教育長、お願いします。

○教育長

それでは、これをもちまして、令和3年2月定例教育委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

(午後3時50分閉会)